

七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の概要

福祉課

1 改正理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）並びに介護保険法第117条の規定による第9期七飯町介護保険事業計画において、「介護保険料の額」、「標準9段階から標準13段階への見直し」、「適用となる年度」等の見直しが行われたため、所要の一部改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 保険料率の適用年度を令和6年度から令和8年度までとし、第1段階から第9段階までを次のとおり改正し、10段階から13段階までを新たに追加します。

区分	改正条項	改正前	改正後
		介護保険料	介護保険料
		減額賦課後	減額賦課後
第1段階	第2条第1項関係	35,700円	34,390円
	第2条第3項関係	21,420円	21,550円
第2段階	第2条第1項関係	53,550円	51,780円
	第2条第4項関係	35,700円	36,670円
第3段階	第2条第1項関係	53,550円	52,160円
	第2条第5項関係	49,980円	51,790円
第4段階	第2条第1項関係	64,260円	68,040円
第5段階(基準額)	第2条第1項関係	71,400円	75,600円
第6段階	第2条第1項関係	85,680円	90,720円
第7段階	第2条第1項関係	92,820円	98,280円
第8段階	第2条第1項関係	107,100円	113,400円
第9段階	第2条第1項関係	121,380円	128,520円
第10段階	第2条第1項関係	-	143,640円
第11段階	第2条第1項関係	-	158,760円
第12段階	第2条第1項関係	-	173,880円
第13段階	第2条第1項関係	-	181,440円

- (2) 第2条第1項関係の保険料率の端数処理を1円未満切上げから10円未満切捨てに改め、文言の整理を行います。併せて、第4条第4項の文言を整理します。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

4 経過措置

改正後の七飯町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第1条の3（略） （保険料率）</p>	<p>第1条～第1条の3（略） （保険料率）</p>
<p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 35,700円</p>	<p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,390円</p>
<p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 53,550円</p>	<p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 51,780円</p>
<p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 53,550円</p>	<p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,160円</p>
<p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,260円</p>	<p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,040円</p>
<p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 71,400円</p>	<p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円</p>
<p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 85,680円</p>	<p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 90,720円</p>
<p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 92,820円</p>	<p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 98,280円</p>
<p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 107,100円</p>	<p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円</p>
<p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 121,380円</p>	<p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 128,520円</p>
	<p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円</p>
	<p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円</p>
	<p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円</p>
	<p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円</p>
<p>2 前項の保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>2 前項の保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
<p>3 令第38条第10項に規定する基準に従い第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料額を減額して賦課する場合の令和3年度から令和5年度までの各</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,420円とする。</p> <p>4 令第38条第11項に規定する基準に従い第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料額を減額して賦課する場合の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,700円とする。</p> <p>5 令第38条第12項に規定する基準に従い第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料額を減額して賦課する場合の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,980円とする。</p> <p>第3条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、同号若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第5条～第10条（略）</p>	<p>らず、21,550円とする。</p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,550円」とあるのは、「36,670円」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「21,550円」とあるのは、「51,790円」と読み替えるものとする。</p> <p>第3条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、同号若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>第5条～第10条（略）</p>

改正前	改正後
附則 第1条～第9条(略)	附則 第1条～第9条(略)